

第28回鳥取地方裁判所委員会及び第28回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成29年2月16日（木）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

辛島明（家裁委員），川谷道郎（地家裁委員），小山和子（地裁委員），佐野泰弘（地家裁委員），鈴木由香利（家裁委員），竹内秀徳（地裁委員），田中潔（家裁委員），田畑光行（地家裁委員），花川治応（家裁委員），藤澤裕介（地裁委員），増竹更治（地裁委員），松本美恵子（地家裁委員），三木文子（家裁委員），南直行（地裁委員），米田洋子（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：安原事務局長，小村民事首席書記官，田部刑事首席書記官，森田会計課長，來海会計課課長補佐

家裁：吉川事務局長，奥田首席書記官，佐藤次席家裁調査官，山本総務課長，山口総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：防災について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者から裁判所における防災計画及び業務継続計画について説明し，意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

(1) 開催方法

次回は鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を個別に開催する。

(2) 次回テーマ

鳥取地方裁判所委員会の次回テーマは「労働審判」、鳥取家庭裁判所委員会の次回テーマは「成年後見」とする。

(2) 次回開催期日

鳥取地方裁判所委員会

平成29年6月14日（水）午後2時30分から2時間程度

鳥取家庭裁判所委員会

平成29年10月12日（木）午後2時30分から2時間程度

以上

(別紙)

テーマ「防災について」

○委員長

先ほど、地震等の場合における来庁者と職員の安全確保及び業務の継続について御説明させていただきましたが、委員の方でお気づきの点、疑問等ございますでしょうか。

○検察官委員 A

当庁では津波とかが発生した場合の浸水に備え、災害用の備蓄品を庁舎に分散させて保管しているのですが、裁判所でもそのような工夫はされているのでしょうか。

○事務担当者

裁判所も同様に分散して保管をしております。支部につきましても、同様です。

○学識経験者委員 B

当社でも災害に備えて発電機などを置いているのですが、いざというときに使えなければ意味がないので、年に1回の電気設備の点検の際に実際に発電機を何台か動かしたりして電気の供給具合の確認をしております。裁判所におかれても発電機などを実際に使って訓練とかされているのでしょうか。

○事務担当者

消防防災訓練などにおいて、テントやトイレなどを実際に組み立てたり、発電機が実際に発電できるかどうか、投光器が実際に点灯するかどうかなどの確認を

行っています。

○学識経験者委員B

例えば、インターネット環境の構築などはぶっつけ本番ではすぐにできないと思いますので、ぜひそういうことも訓練の中でされてはいかがでしょうか。

○学識経験者委員C

当局では、緊急時や災害時に必要最低限放送が行えるだけの自家発電機を備えており、年に数回チェックを行っているのですが、裁判所では自家発電装置を備えているのでしょうか。

○事務担当者

停電に備えて、データをバックアップするための発電機はありますが、24時間使えるような自家発電装置は備えておりません。

○学識経験者委員D

当院でも生命維持装置がありますので、自家発電装置を備えております。

○学識経験者委員E

当所の周りには県の他の施設があり、定期的に施設長が集まって話し合いを行っております。それぞれの施設が河口に近いこともあって、話し合いの中で津波の際の避難計画の検討をしていたのですが、まず、県が想定する津波がどれくらいなのか確認した方がいいのではないかという話になり、確認したところ、河口付近で2.5メートルということが分かりました。検討の当初は建物の6階か7階に全員を避難させる計画だったのですが、2.5メートルであれば、それぞれの建物の2階以上に避難すれば事足りるので、余り大げさな避難計画を作る必要がな

いという結果になりました。河口付近で2.5メートルであれば、裁判所の付近まで来る津波というのが余り大きなものではないという想定もあるのではないかと思いますので、参考にしていただけたらと思います。

また、県では平成19年から職員それぞれが職場に個人用の備蓄品を備え置くこととしていますのでそれも参考にしていただけたらと思います。

○委員長

当庁の備蓄品は、職員、来庁者及び近隣住民の避難者を予定して整備しております。現在、1日3食として1,800食余りが当裁判所で備蓄されています。県ではどれだけの量を備蓄されていますか。

○学識経験者委員E

県の場合は、福祉保健局、東部の場合は福祉保健事務所ですが、そこが災害復旧の現場になりますので、そちらでかなりの数の備蓄をしております。それ以外の機関は、自分のところの利用者のための備蓄をしております。

○委員長

今ほど、E委員から、職員は自分用のものは自分で用意しているという大変参考になるお話をいただきましたけれども、災害用の備蓄として、そういう職員なり従業員に自分で用意してもらっているというようなところは、ほかにもございますか。

○学識経験者委員C

初期の報道を乗り切れる量の備蓄はしていますが、個人での備蓄はしておりません。

○学識経験者委員 F

当院は、災害のときには出動することになるのですが、今までの過去のデータから、大体3日すれば救援物資が届くというデータがありますので、とりあえず3日間は入院患者及び職員の食料が確保できるだけのものを備蓄することになっておりますし、実際、今まではその量で乗り切ってきたようです。

○裁判官委員 G

先ほど担当からの説明のとおり、開廷中に地震があった場合、法廷内では、裁判官の指示に従っていただくこととなります。刑事裁判の場合、法廷内には被告人、その被告人を戒護する刑務官、検察官、弁護人及び傍聴人などが法廷内におり、地震が発生すると、まず、被告人については、刑務官に被告人の身柄の確保と安全を図るよう指示をし、次に検察官、弁護人及び傍聴人などに安全が確認できるまで法廷内で待機するよう指示することとなります。しかし、私が防災訓練で傍聴人として参加した際、外部からの情報がなかなか入って来ないため不安な思いをしたことがあり、指示を出すに当たり、どのように正確な情報を入手し、指示を出すのか難しいと思っています。

そこで、委員の方々にはお客様の安全確保及びお客様に安心していただくためにどのような情報を収集して、どのような情報を提供するか職場の方で検討されているのかぜひお聞かせいただければと思います。

○委員長

災害、緊急時には、災害対策本部を設置し、そこに情報を全部集約して、現場に的確な指示をできるだけ早く行き渡らせるために職員が専心しますが、発生当初は、外部の方と応対している部署が、十分な情報が対策本部から入ってこない状態のもとで、その場の職員として外部の方にどのような指示をするのかということは、大変難しい問題であり、どのような職場でもあり得ると思います。そう

いうときに、職員に対してどのような心構えで行動すべきであると考えておられるのか、あるいは実際に指示しておられるのか、その辺りのことをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○学識経験者委員H

法廷の中では、スマートフォンとかは使ってはいけないんでしょうか。

○裁判官委員G

緊急事態になれば、法廷は休廷という形をとりますので、スマートフォンで情報を確認していただくことは全く構いません。そこで問題となるのは、指示する裁判官はスマートフォンなどを持ち込んでおらず、指示すべき立場にある裁判官が一番情報から隔絶されているということです。

○学識経験者委員D

当院は、震度7以上の地震が起きると倒壊してしまうので、実際に震度7の地震が起こってしまったらもう何の対応もできないと思います。だから、地震の後、例えば建物が倒れてなかったら多分安全だと思いますので、安心して判断されたらいいんじゃないでしょうか。想定外のものが来たら倒れてしまいますから、判断できる状況にないと思います。

○学識経験者委員F

当院の場合は、災害が起こったときにまずとにかく情報を掴むということがあります。第一にみんなが待っているのは、災害対策本部を立ち上げ、リーダーがその災害のレベルを判定することです。当院では、災害を3つのレベルに分け、そのレベルに応じた対応を行います。また、それぞれのレベルに応じた院内放送の言葉が準備してあり、リーダーの指示のもと放送を行います。

病院では手術中という状況がありますので、その際、どう対応するのかということが、レベルによって全て細かく決められていますし、情報がどのように集まるのかということも決められています。それから、国からの情報がEMISによって入ってきますので、それによってリーダーが判断することになります。情報は錯綜しますので、情報を誰がまとめて、誰がどう分析して判断にまで持っていくのかというのは、すごく能力のいる仕事です。私たちもDMATとか日赤の隊員から訓練を受けるなどしています。

まず、情報を早く掴み、リーダーがしかるべき災害対策本部をたて、そこに情報が集まるようにして、それから院内周知及び災害判定をするところの一連の作業の訓練を繰り返すことが必要なのではないかと思いました。裁判所では災害の想定を震度6弱以上にされていますが、震度6弱のときもあるでしょうし、そうじゃないときもありますから、もう少しレベルを定められた方が動きやすいのではないのでしょうか。また、言葉はすぐには言えないので、誰が、どこのマイクで何を伝えるのかというのを、準備しておく必要があるのではないかと思います。さらに、その建物の耐震性と、周りの状況を総合的に判断することになると思います。ですから、ふだんの訓練といいますか、ふだんのコミュニケーションが必要になるのではないのでしょうか。

○学識経験者委員 I

当方の出先機関が、中部の施設の中に入っておりまして、昨年10月の地震の際、ホールの天井が落ちたり、柱に亀裂が入ったため、施設からの退去を余儀なくされるということがありました。この場合、地震が発生したときには、当該機関ではなく施設管理者から、館外への退去指示が出て外に退避したと聞いております。柱の亀裂は、後日、建設業者が施設に入って様子を確認して初めて分かったことであり、最初は天井が落ちている状況の中での退避ということなので、建物自体が一見安全なように見えても、それが本当に安全なのかどうなのかとい

うのは分からないので、予測しながら避難誘導するなり、安全確保をとられるのがいいのではないのでしょうか。

当該機関については、施設の建物自体がもう使えないので、他の施設に移転をして、そちらで業務継続を図ることになりました。業務継続計画自体は事前に策定していたのですが、継続業務である相談業務だけは何とか再開をということでも、業務再開ができたのは、4日後ぐらいだったと思います。その間は、業務が中断したということもありますので、実際、業務継続計画を策定されるときに、その辺りまで考慮しながら策定することが大事なのだと反省をしました。

○学識経験者委員 C

当局の場合、先ほど G 委員が言われた開廷中の話と似ているのが公開生放送の番組であったり、公開収録であったりしますので、2,000人クラスのお客様がいるときの地震発生をよく想定しています。収録現場には、放送要員、技術要員以外にロジ要員というのがありますので、緊急地震速報が発表された場合、すぐ、その発表された地域が収録を実施している地域なのかどうかを確認し、収録地域に該当する場合、とりあえず一度、その収録を中止します。地震の揺れが収まった後、周りの状況を確認して、避難していただくか、その場で待機していただくかの判断をします。生放送や公開収録を行う場合は、そういうシミュレーションを、ペーパー上ではありますが検討しております。

先ほど情報をどう収集するかという話がありましたけど、私どもの場合は、オンエア画面に緊急地震速報が表示されたらそれを見て判断すればいいんですが、裁判所のように情報がない中でそれをやるとなると、判断をするのが遅れますのでそこは難しいところだと思います。

○学識経験者委員 J

実は、当所はいろんな相談者が来られたり、セミナーや会議を日中やっている

のですが、BCPが完全に出来上がっていないため、そのときの対応に非常に弱いところがあります。

先日の大雪の件なんですけど、当所では大きな仕事である検定試験というのがあります、問題の漏えいなどセキュリティの関係で全国一斉、同時刻に行うのですが、初めて中止しました。今回、その判断をするに当たり、一応当所のルールがあり、最終的にはトップが決裁するのですが、全国はやっているうちだけしてないという状況の中、やはり検定を受ける対象者や、警報が出ていたこともあり、中止に至りました。

逆に、百何十人の試験をしていたときの対応マニュアルというものはあるのですが、G委員の言われるように、実際に災害が起きたら、情報をどう把握していくのかというのは我々も非常に危惧するところです。試験中に災害が発生した場合、試験監督員の判断のもとに、受験者をどう避難させるかというマニュアルはあるのですが、実際に災害が発生したときは、その場の状況に応じた判断を行うものもあり、まだ我々は実際にやったことがないので、想定外のことが起きたときにどうするかという問題があります。

先ほどの指揮命令系統の話になりますが、この間の倉吉の地震のとき、責任者に定められている者が出張で不在だったんです。責任者が不在の際の指揮系統が定められておらず、対策本部を作ったとしても、誰がその場において、誰が中心で指示を出すのかというのができていなかったのも、非常に反省すべき点がありました。

○学識経験者委員K

G委員から情報収集の話があり、H委員からスマートフォンのお話がありましたけれども、委員の方で、鳥取県が発信している「あんしんトリピーメール」に登録されている方はいらっしゃるでしょうか。「あんしんトリピーメール」は、国が出すJ-ALERTと連動してますので、地震の場合の情報収集は一番早い

と思っております。それで震度を確認をされ、裁判所の耐震の I s 値で判断されて、庁舎外への誘導が必要なのか、その場での待機で大丈夫なのかを判断されるというのではないのでしょうか。

また、先ほど、J 委員、F 委員から命令系統の話がありましたが、市役所では災害対策本部の組織図がありまして、本部、副本部長、本部員、班、班員及び役割分担が定められているので、例えば、本部長が出張でいない場合は副本部長とか、班長が会議で外に出てる場合は副班長とか、そういった命令系統を作っておかれるというのではないのでしょうか。

○学識経験者委員 B

皆さんの中で、去年の地震で災害対策本部を実際に設置されたところはありませんでしょうか。実は、私どもは震度 5 弱以上になったら自動出社としており、通常の業務を打ち切って災害対策の体制になるのですが、練習もしておりまして、マニュアルも作成しています。今回の地震でも大部分の社員は集まってきて、通常の業務を打ち切ったのですが、幸いなことに、そんなに被害がなかったこともあって、出先で通常の業務を継続した者もおりました。人がもうちょっと集まればしたいこともあったのになぜ帰って来ないんだという話になり、後から事情を聞いてみたところ、基準は分かっているものの、つつい通常業務をしてしまったというのがあり、マニュアルだけでは限界があることが分かりました。いくら訓練をしても、実際に経験してみないと難しいのかなと思いました。

○学識経験者委員 D

当院では、去年の地震のときは、災害対策本部をすぐ立ち上げ、ベッドを持ち込み、職員が交代しながら 24 時間ずっと常駐で、1 週間か 10 日ぐらい、ほぼ安全だろうというところまで対応しました。当院にも組織図があり、誰かが動けるようになっているので、指示はすぐ出るようになっています。

○委員長

災害対策本部の役割というのは、人命を、安全を確保するということと、業務の継続性を確保するということがあると思うのですが、人命という点から見ると、外部の方の人命ももちろんそうなのですが、従業員ですよね。外部にいる職員の安否確認はどのようにされているのでしょうか。

○検察官委員 A

当庁の場合は、警備会社の災害時の緊急連絡サービスに職員全員が加入しております。災害が発生したときには、自動的に各職員のスマートフォンにメールで安否確認の通知が送られますので、何項目か入力すれば安否確認ができるようなシステムになっております。

当庁では、日頃から定期的に訓練みたいな形で安否確認を行っております。各職員に安否確認の通知が送られ、それに対して職員が回答することになっています。訓練の結果について、回答は今回80%でしたとか、90%でしたとか、もっと上がるように頑張りましょうという形で意識啓発しながらやっています。

○学識経験者委員 I

県も警備会社の安否確認のシステムを導入しております。震度6以上の地震があったらメールが全職員の携帯に送信され、それに対して返信することで安否確認ができます。でも、これは安否確認というよりは、業務継続の観点から、何かあったときに、何人職員が登庁できて、業務を行えるかという把握をするのが主眼になってるシステムです。災害発生時には、県も災害対策本部を設置しますが、県の災害対策本部は自分のところがどうということではなく、県民をどう支えていくかという目的で置くものです。災害が発生している中で、どこにどれだけの人を割いて救護とか支援に回せるのかを見極めていくために、どれだけの人

的資源が使えるのかを常時把握しなくてはいけないというシビアなところでこの安否確認システムが運用されているのではと思っております。職員の家族のことについては、おいおい、それぞれの所属長が把握していきなさいというシステムになっております。

○弁護士委員L

裁判所の場合、人事異動が頻繁に行われており、4月になると人ががらっと変わったりしているのですが、この防災計画の概要を見ますと、家裁総務課長の役割はすごく大きいし、またその総務課長の指示のもとでいろいろ動かれる方もいると思います。そういう人が異動直後に災害が発生したときに、この概要を見てから行動するのでは遅いので、直ちにシミュレーションをして、訓練をしておく必要があるのではないかと思ったのですが、裁判所ではどのような体制をとられているのでしょうか。前回の訓練を10月13日に実施したということですが、ちょっと遅いのではないのでしょうか。

○事務担当者

裁判所の場合、4月が大きな人事異動期となりますので、その4月に転入者説明会をすぐ行っており、その中で先ほどの防災計画の説明を行っております。ただ、説明を1回聞いたらすぐ動けるのかと、前任の課長のように動けるのかというと、それも難しいところであり、これから考えていかなければならないところだと思っております。

たちまちは、先ほど動ける人を早く確保して指示しなければいけないというお話がございましたが、去年は6月になってからですが安否確認訓練を行いましたし、12月にももう1回安否確認訓練を行いました。また、被害がない程度で去年の地震がかなりいい方向に刺激を与えているのではないのでしょうか。ですから、今年も適宜の時期に安否確認訓練や防災訓練を行い、今回、委員の皆様からいろ

いろいろいただいた御意見も踏まえながら、防災計画や訓練を考えていこうと思っております。

○弁護士委員 L

例えば、今、地震が発生した場合、地震に関する情報を誰がどこで収集するのか、今ここにいる人間を、誰がどこに避難誘導してくださるのかというのは、具体的にはどうなりますか。

○事務担当者

情報自体はテレビの情報が一番早いと思っております。先ほどの防災計画の概要にもありますが、災害対策本部は総務室、家裁総務課長がいる部屋に集中しており、すぐそばに所長もおりますので、そこから指示を出します。例えば、この委員会の皆様を避難させるというときには、所長がそこにおりますし、幹部職員もここにおりますので、ここで議論することになりますが、通常でしたら、総務室に本部を立ち上げ、本部からテレビなどの情報をお伝えするとともに、まずは安全を確保してくださいということになります。本委員会が中止ということになれば、避難していただくこととなりますので、総務室にいる職員が案内に参ります。

先ほど、G委員から法廷にいる者としてはなかなか情報が入らないので不安だという話がありましたが、昨年10月の地震の際も、実際に開廷中の法廷があり、その時の職員や、また訓練をした中での職員の感想として、今、外の世界がどうなっているのか情報がとにかく早く欲しいという要望が出されています。ついつい、本部に詰めてる者は、まとまって整理した情報をきちんとお伝えしたいと思いがちなんですけど、それを何とか実際のときにもつなげていきたいと思っております。

○弁護士委員M

この前の大雪で思った点といいますか、お話しさせていただきたい点がございまして、一つは期日のことです。1回目の大雪が降り、中部が特にひどかったときの話だと思うのですが、米子から填補の裁判官が到着できず、期日が全部取り消されました。そのことについては、不満はないのですが、取消しが決まったのが10時からの期日の直前だったこともあり、もう少しスムーズに、早目に取消しを決められたらよかったのではないかと思いました。一方で、裁判官が常駐していない支部だから、期日を大切にしたいということで、その辺の葛藤があったのではないかと推察しました。しかし、当事務所も、雪で出て来られないスタッフもいる中で、今日は期日をやりますと裁判所から言われていたので、誰が代わりに行くとかそんな手配をしてたところに、中止の連絡が入ったので、一般の方のことを考えたら、もう少し早く判断された方がいいのかなと思いました。

もう一つは、倉吉支部は坂の上に庁舎があるのですが、うちの事務スタッフが用務で裁判所に行った帰り、雪が多く、車が動けなくなったことがあり、ここで車を止めるなどといった案内をしていただけたらよかったのではないかと思いました。反面、2月の大雪のときには、私が裁判所の構内で立ち往生していたとき、多数の裁判所の職員に雪かきをしていただけて助けていただき、ありがとうございました。めったにない大雪だったということもあり、これまであまり考えていなかったことを、今回の大雪で考えさせられましたので、今後の参考にさせていただければと思いました。

○事務担当者

裁判所も、期日変更は出て来られる関係者の方に影響がありますので、できるだけ早く判断をし、その判断を漏れなく関係者の方に伝えるということを意識しているところです。連絡が間に合わずに空振りが出て来られるという事態が生じないよう努めていますが、先般のような天候状況のときは、道路事情や交通機関

の状況が非常に不安定となり、裁判所としても判断が難しかったということがありますので、御理解いただきたいと思います。

先般の際には、その担当の裁判官が出発する時点では列車が動いており、填補に行けるという判断をして出発したのですが、かなり倉吉に近づいたところで立ち往生し、それっきり動かなくなったという時点でこのままでは辿り着けないということになったため、やむを得ず、期日に迫った時間で期日を取り消すことになったと聞いております。その辺りの情報収集やその集まった情報でどう判断するかは難しいところですが、引き続き、言われたような事情を考慮して適切な判断ができるように努めていきたいと思っております。

○委員長

当日は、担当の裁判官を乗せた列車が立ち往生したのがもう倉吉の割と手前だったんですね。倉吉駅まで2駅ぐらいと聞いてますけれども、そこで立ち往生してしまって、動きさえすればすぐに着けるといようなことから、期日の延期の決断が遅れたのかもしれませんが、今後はそのようなことのないよう臨機応変に対応したいと思います。

以上で、この点の議論はこの程度にさせていただきます。有益な御意見、御示唆をいろいろいただきましたので、その御意見等を取り込んで、これからの裁判所の防災対策に生かしていきたいと思っております。

本日は、本当にありがとうございました。